

# 厚生委員会議案説明資料

令和6年7月1日

件名	頁
1 第58号議案 足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例・・・・・・・・	2

(福祉部)

# 第58号議案説明資料

令和6年7月1日

件名	足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例												
所管部課名	福祉部障がい福祉課												
内容	<p><b>1 概要</b>  指定管理者の指定について、区として特別の事情*があると認めた場合は公募によらず、現指定管理者を指定管理者候補者とするものの可否を選定審査会に諮るとする取り扱いを定めたため、当条例の一部を改正する。</p> <p>※ 特別の事情の主な例（令和6年2月 総務委員会報告）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 指定管理者施設の大規模改修で指定管理期間が大幅に短縮される場合</li> <li>イ 福祉関係施設で事業の継続性に配慮を要する場合</li> <li>ウ 保育園の事業計画変更などで指定管理期間が短期間になり、事業者が変更になることで利用者への影響が大きい場合</li> <li>エ 指定管理期間が短期間で従事者確保が困難など指定管理業務を請け負えない場合</li> </ul> <p style="text-align: right;">等</p> <p><b>2 改正内容</b>  (1) 改正を行う条例  足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例  ※ 障がい関連の他の施設については、すべて改正済み。  (2) 内容</p> <table border="1" data-bbox="360 1458 1425 1807"> <thead> <tr> <th>改正内容（追加・変更）</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする</td> <td>規定なし</td> <td>規定追加</td> </tr> <tr> <td>指定管理者の指定の基準を、条例ではなく規則に委任する</td> <td>規則に委任なし</td> <td>規則に委任</td> </tr> <tr> <td>指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示する</td> <td>規定なし</td> <td>規定追加</td> </tr> </tbody> </table> <p><b>3 新旧対照表</b>  別紙のとおり</p> <p><b>4 施行年月日</b>  公布の日から施行する。</p>	改正内容（追加・変更）	改正前	改正後	指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加	指定管理者の指定の基準を、条例ではなく規則に委任する	規則に委任なし	規則に委任	指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示する	規定なし	規定追加
改正内容（追加・変更）	改正前	改正後											
指定管理者の指定は、特別の事情があると認めた場合を除き公募によるものとする	規定なし	規定追加											
指定管理者の指定の基準を、条例ではなく規則に委任する	規則に委任なし	規則に委任											
指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示する	規定なし	規定追加											

**5 規則の改正**

本議案が可決された際には、指定管理者の指定基準を「足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例施行規則」に追加する。

## 足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>○足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 グループホームの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第17条 前条の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認める者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 第4条に規定する業務に関して相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。</p> <p>(2) 安定的な経営基盤を有していること。</p> <p>(3) 法その他の関係法令及びこの条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な施設運営ができること。</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める基準</p> <p>3 区長は、前項の規定による指定をするときは、安定的なサービス提供の確保及び効率的な施設運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。</p>	<p>○足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例</p> <p>第1条～第15条 (略)</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 グループホームの管理に関する業務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人で、区長が指定する指定管理者に行わせることができる。</p> <p>2 区長は、指定管理者を指定しようとする場合は、特別の事情があると認めたときを除き、規則で定めるところにより公募するものとする。</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第17条 前条第1項の規定による指定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。</p> <p>2 区長は、前項の規定による申請をした者のうちから、規則で定める基準により第1条に規定する目的を最も効果的に実現することができる者と認められる者を指定管理者の候補者に選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>3 区長は、前項の規定による指定をするときは、安定的なサービス提供の確保及び効率的な施設運営を考慮し、指定の期間を定めるものとする。</p>

改正前	改正後
<p>第18条～第23条 (略)</p> <p>付則 (略)</p>	<p>4 区長は、指定管理者を指定したとき又は指定を取り消したときは、その旨を告示するものとする。</p> <p>第18条～第23条 (略)</p> <p><b>付 則</b></p> <p><b>この条例は、公布の日から施行する。</b></p>